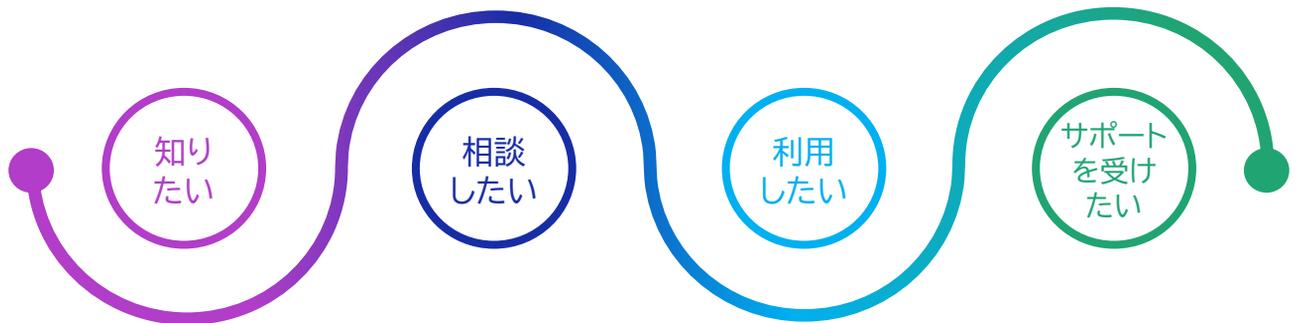


成年後見のご相談はこちらへ

鳴門市では、成年後見制度利用促進の中核機関を鳴門市福祉事務所社会福祉課に設置しました（令和4年3月～）

権利擁護の地域連携ネットワークにおける中核的な役割を担い、下記の機能を段階的に整備し、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

成年後見制度中核機関の4つの機能



知りたい

（広報啓発機能）

- 広報・啓発
- 制度説明
- 出前講座
- パンフレットの作成

相談したい

（相談機能）

- 本人からの相談
- 家族からの相談
- 支援者からの相談
- 専門機関の紹介
- 無料相談窓口

毎月第3水曜日

13時半～15時半

利用したい

（利用促進機能）

- 家族申立の支援
- 専門機関の紹介
- 身寄りのない方等の申立支援（市長申立）

サポートを受けたい

（後見人支援機能）

※後見人支援機能等については、今後段階的に整備

鳴門市福祉事務所 社会福祉課

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170

電話 088-684-1145

FAX 088-684-1337

MAIL shakaifukushi@city.naruto.i-tokushima.jp

鳴門市
成年後見制度
中核機関



最近、こんなお困りごとありませんか？

- 最近もの忘れがひどく、預貯金の出し入れなど金銭の管理に自信がない。
- 認知症の親が悪質商法に騙されないか心配。
- 親が認知症で介護施設や病院との契約ができない。
- 倒れてしまった夫の口座から現金が引き出せない。
- 認知症の親の不動産を売却して介護費用に充てたい。
- 将来、認知症などで判断能力が低下したときに備えておきたい。
- 親の自分が面倒を見られなくなったあとの知的障がいのある子どもの暮らしが心配。

1つでも当てはまる人は、**成年後見制度**が活用できるかも！



成年後見制度には
法定後見・任意後見制度の
2種類があります

今すぐにも
支援が必要な人
は・・・

法定後見制度

判断能力が不十分な人を支援します。本人の判断能力の程度によってさらに、後見・保佐・補助の3種類に分けられます。

将来の不安に
備えたい人は・・・

任意後見制度

判断能力が十分にある人が、将来的な認知症などの不安に備えて、あらかじめサポートしてもらう代理人（任意後見人）とサポートしてもらう内容を決めておく制度です。



相談窓口は裏面をチェック！